

西予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 8 月 15 日

告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、県外から市内への移住・定住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、移住者が行う住宅の改修及び不要な家財道具の搬出等に要する費用に対し、予算の範囲内で西予市移住者住宅改修支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 えひめ空き家情報バンク(愛媛ふるさと暮らし応援センター(公益社団法人えひめ地域政策研究センター内)が運用管理するものをいう。)に登録された物件又は空き家台帳(西予市空き家情報提供制度実施要綱(平成 28 年西予市告示第 13 号)第 5 条第 2 項に規定する西予市空き家情報登録台帳(以下「空き家バンク」という。))に登録され、売買又は賃貸借された一戸建て物件をいう。
- (2) 移住者 県外から県内の市町に住民票を異動した者(県内の高等学校、大学及び高等専門学校等への就学並びに所属企業等の業務命令に基づく転勤及び所属企業と関連のある企業等への赴任並びに結婚による転居等によるものは除く。)をいう。
- (3) 働き手世帯 補助金の交付申請日において、構成員のうち少なくとも 1 人が 18 歳以上 60 歳未満である世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 補助金の交付申請日の属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の子(ただし、当該年度の 4 月 2 日が 18 歳の誕生日の者を含む)がいる世帯 をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日以後の移住者(同日以後の県内の他市町への移住者でその後、市内に住民票を異動したものを含み、せいよ地域おこし協力隊設置要綱(平成 24 年西予市告示第 178 号)第 4 条に基づき委嘱された地域おこし協力隊にあっては、同日以降の離職する日をもって移住者とみなす。(これに準ずる者として市長が適当と認める者を含む。))であって、同所に 5 年以上居住する意志を有すること。
- (2) 補助金の交付申請日において、働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。
- (3) 補助金の交付申請日において、本人及び同一世帯に属する者が市町村税(市町村民税及び固定資産税をいう。)を滞納していないこと。
- (4) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、移住者が居住を目的として購入、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれ

にも該当するものとする。ただし、住宅所有者が補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の二親等以内の親族である場合は補助対象外とする。

（１） 空き家バンクに登録されていた住宅であること。

（２） 申請者が当該空き家の改修等を行うことができる権限を有していること。

（３） 過去に補助対象住宅とされていないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 5 条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則として西予市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者とする。

3 補助対象事業費は、住宅の改修にあつては 50 万円以上、家財道具の搬出等にあつては 5 万円以上であるものに限る。

（補助金の交付申請）

第 6 条 申請者は、西予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市移住者住宅支援事業費補助事業変更承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１） 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

（２） 配分した経費の区分ごとの事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとするとき。

（補助事業の中止及び廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市移住者住宅改修支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに西予市移住者住宅改修支援事業費補助事業実績報告書（様式第 4 号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市移住者住宅改修支援事業費補助金請求書（様式第 5 号。以下「請求書」と

いう。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第 15 条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部を期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) この告示及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。

(3) 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき又は事業が遂行できないとき。

(4) 補助対象住宅を補助金の確定を受けた日から 5 年を越えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。

(5) 補助金の確定を受けた日から 5 年を越えない間に転居又は転出したとき。

(6) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

(加算金)

第 17 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 18 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

附 則([平成 28 年告示第 169 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和 2 年西予市告示第 45 号](#))

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([令和 6 年西予市告示第 146 号](#))

この告示は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 (令和 7 年西予市告示第 71 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費			補助率等
住 宅 の 改 修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、 床材・内壁等の変更等	補助対象経費 の2/3又は働き 手世帯にあって は100万円子育て 世帯にあって は、18歳未満の 者一人につき 100万円を加算 (最大400万円) のいずれか 低い額(1,000円 未満の端数切 捨て)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根 瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、 シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コー キング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え 補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッ チン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え 等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベ ランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の 設置工事(家庭用蓄電池、高効率 給湯器、雨水貯蓄設備等)	
外 構 工 事 等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪 定、除草等の植栽工事(住宅の改修と合わせて行うも のに限る。)		
家 財 道 具 の 搬 出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬 出入、処分又は清掃		補助対象経費 の2/3又は20 万円のいずれか 低い額(1,000円 未満の端数切 捨て)